裁判へのご支援・ご協力を!
2016年05月18日　88号

生活保護制度を良くする会
ニュース

事務局　道生連
電話　011-736-1722
ﾌｧｯｸｽ　011-736-1688
ﾒｰﾙ　seihoyokusurukai@herb.ocn.ne.jp

新・人間裁判の第６回口頭弁論での、藤田則子さん（６６才・苫小牧市）の陳述です。

私は、北海道芦別市西芦別で生まれました。とても、田舎で、両親も仕事がない、大変苦労して少女時代を過ごしました。

中学校を卒業後、仕事を求め砂川へ出て、飲食店に勤め、より高い所をめざして日高町に転居し、仕事をしていました。昭和４５年、自営でトラック運転手をしている男性と知り合い、結婚を機に苫小牧市に転居しました。

仕事の関係で、夫は茨城県を生活の拠点にしたので、二重生活が始まり、それからが大変な苦労が始まりました。２人の子どもに恵まれながらも、日々の生活に終われ、ラーメン店、スナックの従業員、建具店の助手と様々な仕事に就いて、家計を助けて来ました。しかし、たまに苫小牧に帰ってくる夫の言葉の暴力、モラルハラスメントに苦しみました。また、長年の疲労の蓄積で腰を悪くし、平成３年に手術をしました。

二重生活で、子ども達には充分な暮らしをさせることが出来ない上に、私の健康問題も重なり、平成１０年に離婚をしましたが、気持ちの上では「ほっと」しました。

それでも、生活していかなければならないので離婚後すぐに働き始めました。最初の5年間は前にも働いたことのある建具店の助手として、その後は清掃員などの仕事を10年間働き続けましたが、腰痛で仕事を制限しなければいけない状況が続き、生活は苦しい一方でした。

また、旭川で養生していた母親を、引き取って苫小牧の介護施設に入れました。平成１０年に、母は脳梗塞で倒れ、以来、介護が必要な生活になりました。少額ですが、離婚の慰謝料が入ったので、私の手もとに呼んで、一緒に暮らしました。

私は、兄弟を早くに亡くしているので、母の世話をするのはとても嬉しいことでした。しかし、平成１２年6月に母は亡くなりましたが、自分の手で見取ることができて、「よかった」と思いました。

その後は、本当に苦しい生活の連続でした。いろいろな病気をかかえて、パートでの収入はたかが知れていました。

また平成22年から老齢基礎年金を受け取りましたが、1か月わずか11,000円で財布を見ては、ためいきが出る毎日でした。考えた末、市役所に生活保護の相談に行きましたが、預金及び子ども達が成人しているなどの理由で、けんもほろろに断られました。

生活保護課の職員は、保護申請を受け付けるかどうかは別にしても、もっと対応を考えていただきたかったです。なんで苦しいのかを見定め、公共料金なのか住宅問題なのかと、細部にわたって窓口で相談できることを望みます。

その後、半年ほど経って、新聞で知った苫小牧の「生活と健康を守る会」を訪ね、生活相談をしました。事務局長の春木さんに親身になっていただき、平成２１年７月に、生活保護が決定されました。生活保護制度があることは、こんなに嬉しく、ありがたいと思いました。

現在は、市営住宅で１人暮らしをしています。子ども２人は苫小牧市内におりますが、自分たちの生活をするのが精一杯で、私が世話になれる状態ではありません。

でも、３年間の引き下げ、冬季加算の引き下げもあり、現在の保護費では、節約に節約を重ねて、生活するのがやっとの状態です。離婚後に揃えた冷蔵庫も洗濯機ももう20年近くたっているため、段々と調子も悪くなり、

壊れだしたら、「どうしよう。買うに買えない」と言うのが現状です。金額のかかる電化製品やタンス、敷物などは本当に買う見通しが立ちません。

確かに食生活はガマン、ガマンの生活です。それでも食べなければならず、３キロも先にある総合スーパーまで週１回歩いてまとめ買いをするようにしています。まとめ買いをした食材も作り置きして何日かに分けて食べるので、同じ様な食事が何日も続くことがあり、最低限の節約生活です。ガマンすることが当たり前になっています。移動手段は歩きが一番多いです。交通費の負担が大きいからです。冬場の買い物は歩いて２時間、病院への通院も往復２時間半も歩いて週に一日、３ヵ所の病院を回ります。本当に大変です。

子どもの家族との交流、孫へのプレゼントなどをしてあげたいと思っても、できないので自宅で孫関係の行事はできません。それでも１年に１回、お正月にお年玉をあげるのが精いっぱいです。最低生活の保障を約束されている私たちは、子ともや孫と心から触れ合えるようなことを望んではいけないのでしょうか？

以前のケースワーカーは「節約して下さい」と言う言葉を多く使っていました。私たちは、何をどれだけ節約しなければならないのでしょうか？過去３年に渡って生活扶助費の引き下げが強行されましたが、納得などできる訳がありません。裁判長、一度、私たちが支給されている金額で生活してみて、それから判断して下さい。精神的に不安な毎日を過ごして、生活をしている私たちを助けてください。心から願います。

「生活と健康を守る会」を通じて知り合った仲間と一緒に、この裁判を最後まで闘い続けます。

裁判の前後に行なわれた、第二次訴訟に関する弁護士相談会